

「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」開催要領

1. 目的

令和3年5月26日に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）が成立し、同法に基づく地方公共団体実行計画の下で、地域の脱炭素化に貢献する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）を促進するための制度が創設された。

改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けては、地域脱炭素化促進事業の促進・認定等に関する事項や、国・都道府県の市町村に対する助言等のあり方について、幅広く専門的に検討する必要がある。また、地方公共団体に対する国からの技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」においても、その検討成果を反映させていく必要がある。

このことから、これらの事項について、高度な識見を有する学識経験者に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 委員の代理出席を原則として認める。ただし、当該委員の委任を受けた場合のみとする。
- (6) 検討事項に応じて、委員以外の学識経験者や専門家等の検討事項に関連ある者を臨時委員又は講師等として招へいすることができる。
- (7) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (8) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1ヶ月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省大臣官房環境計画課、環境省地球環境局地球温暖化対策課および本委託事業の受託者である株式会社三菱総合研究所において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。